

## 第 3 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年3月3日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市民センター 文化ギャラリー

3. 出 席 21名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	欠	23	平林 博文	○
4	西山 哲	欠	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 12番 田代 三義

23番 平林 博文

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 慎也		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第10号	農地法第5条の申請について ( 8件)
議案 第11号	農地法第3条の申請について ( 8件)
議案 第12号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年19件) (所有権移転 1件)
議案 第13号	平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か について ( 22件)

8. 報告事項

報告 第6号	農地法第18条第6項通知の受理について ( 5件)
--------	------------------------------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。															
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は2名で、4番西山委員、13番松本初雄委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は12番 田代委員、23番 平林委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1008 1428 1433"> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 19件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所有権移転 1件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて</td> <td>5件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。  報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理について 5件  となっております。</p>	議案第10号	農地法第5条の申請について	8件	議案第11号	農地法第3条の申請について	8件	議案第12号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 19件			所有権移転 1件	議案第13号	平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて	5件
議案第10号	農地法第5条の申請について	8件														
議案第11号	農地法第3条の申請について	8件														
議案第12号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 19件														
		所有権移転 1件														
議案第13号	平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて	5件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第10号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>															

事務局	<p>議案第10号 農地法第5条の申請8件について御説明します。 議案の1ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町西円蔵寺地区です。 譲受人が、通路を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。 許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、4番になります。 図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。 借受人が、公共工事の現場事務所及び駐車場を設置するための一時転用の申請です。 既に工事を着工したことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(イ)のc、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、断面図が10ページになります。</p> <p>申請地は、二里町八谷搦地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、14ページ、断面図が15ページ、16ページ、平面図が17ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、消防格納庫及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい</p>
-----	---

事務局	<p>ない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、平面図が21ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のかの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のかの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、8番になります。</p> <p>図面は、案内図が22ページ、字図が23ページ、土地利用計画図が24ページ、断面図が25ページ、平面図が26ページになります。</p> <p>申請地は、立花町東円蔵寺地区です。</p>
-----	--

事務局	<p>譲受人が、太陽光パネル及びモデルハウスを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が27ページ、字図が28ページ、土地利用計画図が29ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、ドッグラン及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページ、断面図が32ページ、33ページ、平面図が34ページになります。</p>
-----	--

事務局	<p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人が、障害福祉事業施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第10号 農地法第5条の申請は以上8件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>これは、〇〇さんが土地を持っておられて、裏口からの勝手通路のようになってますが、地目は畑のままです。今回、〇〇さんが家の隣なので、売ってくれということで話がついて、〇〇さんの実質通路のようになってます。以上です。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇〇〇さんが、2月の中旬頃、現場事務所を設置するためにということでお見えになりました。区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、打ちました。今日見てきたところによると、もうだいぶ埋め立てもされてて、まだ事務所は建ってませんでし</p>



担当委員	たが、もう工事が進んでいるみたいでした。以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。
5番委員	議案見たんですけど、まだ、審議してないのに埋め立てをしてある、作業がしてある感じだったんですか。
議長	備考の所に始末書添付と書いてあるので、少しかかっていたみたいですね。
16番委員	なんの工事をするための現場事務所ですか？
担当委員	有田川の取水施設です。
16番委員	候補地、この①か②に二里揚水場へ水を上げるためのポンプ室を作ると、前聞いたけど。
事務局	①、②は、①番と②番を選定してお願いをしたけど、現場事務所ができなかったので、今の現場にきましたという説明です。
8番委員	ときどき、このように、始末書添付と書いてありますね。これは、始末書さえ出せば、いいのですか。
事務局	本来では、農地法の転用においては、違反転用状態のものを農地法の許可をしてはいけない、ということになってます。ただ、判例上ですね、農地法の違反を転用されたものも、追認許可ですね。転用許可ができる場所であれば、追認許可をしてもいいという判例がでてるということで、佐賀県においては、始末書を添付して農地転用の法に正しい手続きを踏みなさいということ、申請をなささい、ということでの始末書添付という形で佐賀県の方は運用をされていると、いう形になっております。
7番委員	ここは田のはずだったけれども、道路からだいぶ下がっていますよね。ここに埋め立てをしてあるということは、ここに一時転用

7番委員	というふうに書いてありますけれども、また田に戻されるのですか？
事務局	はい。図面を見ていただければと思いますが、戻されます。表土も敷地内に全部積んであって、元に戻すようなやり方での工事をなされています。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇〇〇〇〇から連絡をもらいまして、一緒に見たのですが。分譲地ということです。その手前にアパートが建っておりました。ここは、前、あまり作物を作ってなかった気がします。そして、ちょっと荒れてたというような感じだったと思いますが。そこに、住宅を建てるということでしたので、また、生産組合長さん、区長さんの印もありましたので、打ちました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	この土地がものすごく草むらになって荒れてますよね。その下にぐりっと曲がったように道路があるでしょう。そしたら、ここはけっこう車の通行もあってまして。これを、例えば踏切のところから左折して、駐車場の横を右折して、ちょうどこの申請地の横を回って、そして上の方のバイパスに乗っていくんですけど。この道路は、もう少し道路拡張のような話はあるかと思ひまして。また、ここに住宅が建って、塀とかしたらここは非常に行きづらくなるんじゃないかなと思ひのですが。
2番委員	ここは市有地がなかったかな。

20 番委員	この横、道路ですか？
2 番委員	道路の横辺り、少しばかり確か市有地があるような話を聞いた。伊万里市有地。その分は残るはずなので、家が建ったならその分は広くされる。市有地が多分あったはず。
20 番委員	シユウチて、市の？私じゃなくて？
2 番委員	伊万里市の。
20 番委員	わかりました。以上です。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、6 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	2 月の初めに見えられて、現地は国道 2 0 4 号線の山代方面に向かって、東山代駅から右の方へ入り、J A 東山代支所から、5 0 ~ 6 0 m 行ったところになります。別に問題のあるようなところではなかったので、区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので私も押しました。よろしくご審議ください。
議長	6 番について、御意見、御質問はございませんか。
20 番委員	東山代の消防ポンプの車庫というのはどこにある？今まで。
担当委員	すぐ道路の反対側です。
20 番委員	反対側？
担当委員	はい。道路の反対側。
20 番委員	今、宅地があったところ？
担当委員	はい。そのすぐ横です。

議長	<p>他にございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅を建てるということで、〇〇さんと言われる行政書士さんが私の所に見えられました。8月か9月くらいだったと思いますが、ここの申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇のところじゃなくて、〇〇〇〇〇〇〇〇を、申請を出されたところございますが、今回どうしても同意が取れなかったということで、この土地になったところでございます。私も現地を見に行きましたが、今まで〇〇〇〇〇〇〇の芋掘りの実習園になっておりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇の方がまだだいぶん土地が残っておりますので、〇〇〇〇〇〇〇〇の方ではそこを利用できるということでございましたので、生産組合長、区長の印鑑もございましたので私も同意させていただきました。ご審議ください。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
20番委員	<p>ここの道路は黒髪に？</p>
担当委員	<p>黒髪じゃなく、大川内公民館の方に行く方です。県道から大川内町の公民館に入った方です。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地がですね、地目が田になってはいますが、全然耕作されてなくて、そこに〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが太陽光パネルモデルハウス事務所、駐車場を設置するための5条申請です。この地区は生産組合長さんがいらっしゃいませんので、区長さんの承諾印もありましたので、私も承諾いたしました。水道は上水です。下水が、</p>

担当委員	ちょうど横に下水道が来ておりますので下水で流して。雨水は反対側河川の方に流すということでした。以上です。
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きますして、9番につきましては、区長、生産組合長、担当農業委員さんからの承諾の印がとれなかった案件であるとのことです。その経緯について、まず事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案内図が27ページ。字図が28ページですね。29ページが土地の利用計画図となっております。場所は、〇〇〇〇〇〇〇があるところからちょっと入ったところになりまして。案内図、申請地の下の所に〇〇さんという宅地がありますけれども。こちらから渚橋の方に向かって、県道の工事がされているところでございます。こちらの方でドッグランという形で申請計画がございました。今回の流れを申しますと。今回、生産組合長さん、区長さん、農業委員さんの印鑑が押印をされてないんですけど。今、農業委員会をお願いしている部分でありますと、生産組合長さんには農地の全体を、区長さんには地域の部分、農業委員さんには営農状態の支障という形で同意をもらっているところであります。ただ、こちらの方は基本的に県とか国が示す法定書類ではございませんので、この書類がないからといって申請を受け付けない、ということとはできない状況でありまして。それで、申請が、もらえなかった理由というのを、経緯書というものをつけてもらって、申請を受け付けたところでございます。そこで、生産組合長さんにつきましては、この土地の所有者と親子間の問題がございまして、自分の農地の件については、もう同意をされてないという、個人的な理由があつてですね、生産組合長さんとしての印鑑を打たない。ということで経緯が出ております。続いて、区長さ</p>

事務局	<p>んについては、生産組合長さんとの関係上、区長さんが押印をできない。ということで、押印をされなかった、ということでございます。農業委員さんについては担当委員さんがいらっしゃいますので、あとからご説明いただければと思っておりますが、その間の経緯をちょっと、お話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>申請を受け付けたあとに、会長にお話をさせていただいてまして、会長預かりという形でやっておりますが。まず、区長さんが同意を打てなかった、というのを、区長さんにそういう話があったのでということでご連絡をさせていただきました。渚区については、生産組合長さんが押印をしていないと、農地の事の素人の区長が押印できない、というルールがあると。ということで、生産組合長さんの事情というのも十分わかっているけど、区長としてルールに従えば、押印ができない。前回、今回の申請の方が家を建てる時には、生産組合長さんの押印が無くても売買もすんでいるし、かわいそうということで押印を打たれてるんですけど、その後、生産組合長さんからかなり抗議を受けたということで、今回は押印をできない。ということでお話をいただきまして。それで、区長さんにもう少しお話を聞いたら、一応、自分の判断ではダメなので、三代さかのぼって区長さんに押印できるかどうか確認したところ、三代前の区長さんは、親子間の問題に入らない方がいい、ということで助言を受けた、と。他の区長さんと相談したら、生産組合長さんの公私混同ではないか、ということで、話があったと。区長さんと話をした時には、あくまで渚区のルールに従って打てない。〇〇〇のこともあるし、自分には農地転用の知識が無い、と。転用面積も広くてその辺も気にはなっている、というところもありました。今回のケースについては、これは、</p>
-----	---

事務局	<p>生産組合長や区長の同意が無くても、例外的な事として、農地転用の知識がある農業委員が適正に判断してくれると思っている、と。その時の話ですね。〇〇さんにも区長の押印が無くても転用ができるのであればそれがよい、と話をした。ということでありました。それで、生産組合長から苦情が来ても自分は知らないと伝える、と。区長としては、農業委員に、適正に転用の許可されているのだから、区長の押印無くても転用の許可がされても、農業委員会に苦情を言うこともない、ということで話を受けたんですけれど。その時に、転用の内容をですね、今回ドッグランという内容なんですけど。具体的な説明を受けましたか？ということでお話をしたところ。いや、そういう説明は受けなかった。ということで、具体的な説明は欲しかった、と言われました。そこで、特に周辺住民に具体的な説明が必要じゃないか？と言われたので、一応、その時の申請書には、近隣、周辺の農地の所有者の同意書。と、宅地まで含めて同意書が、形質変更の届けというか、転用届の同意にはついていたんですね。ただ、そういう説明はなされていないんじゃないか、といこと、お話を受けさせていただいたところで終わります。その時は、区長としてもあらためて今後來られても押印を打つことはルール上できないだろう、ということで、話をされました。</p> <p>そこで、その旨を〇〇さんにお伝えしました。その後、〇〇さんから連絡がありまして、転用はできないのか。というお問い合わせがあったところではありますけれど、〇〇さんの申し出ではですね、自分が親戚関係の方に、県庁の職員なのかわかりませんが、調べたところ、農地転用に生産組合長、区長、周辺の者の同意は必要無いからということ、騒音等の問題があれば別の法律であるし、街の中にドッグラン的なものを作ってはいけないという</p>
-----	--

事務局	<p>法律はないでしょう。と、転用ができないのであれば、どういう理由でできないのかということを示してもらいたい、ということと、許可ができない、区長の同意とかが無ければ転用できない、というのがどこに書いてあるのか、ということでお話をされておりました。</p> <p>その辺についてはですね、結局、転用されるものの説明が具体的になされていないのかな、という思いが非常にございまして。もうちょっと、周辺の方に転用の内容について具体的に説明をされてはどうか、ということでお話をさせていただきました。〇〇さんとしては、あらためて、周辺の方に具体的にドッグランをするんですよということで、説明に回っていただくように伝えまして、そういうことで、行ってもらいました。その後連絡をくださいということでお話をしまして、2月28日に来所され、周辺の農地の宅地の所有者に同意を取りに伺われたと。うちが持っている書類には同意はあるんですけど、あらためて取り直されるような形でいかれてるんですけど。その中で、4名宅地の所有者がいますけど、2名は同意があったけど、1名は反対だと。ドッグランには。ということでもらえませんでしたと、お話がありました。その中で、宅地の同意がいるんですか？というお話がありましたけど。農地の転用においては、宅地の周辺同意は求めてはいませんということで、従来も求めてないので、求めてないという説明をしました。その後もう一度農地の隣接者の〇〇さんと、これは完全に農地の隣接者ですけど。〇〇さんと区長さんには説明に行っていたかのように、特に〇〇さんについては重要な事なので、ということでお話をさせていただいて。連絡を待ってたんですけど、今日まで連絡がなくてですね、こちらの方から連絡をさせていただきました。</p>
-----	---



事務局	<p>すると、〇〇さんの話では、〇〇さんは隣接農地者は特に問題ないと言われた、ということでお話をいただきまして。区長さんの方に説明に行きましたか。ということでお話をさせていただいたんですけど。区長さんの方には〇〇さんの方から行かれた、ということでしたので、区長さんの方に連絡を取りました。すると、前回話を聞いていた時と状況が異なっておりまして、転用の内容がドッグランということで、周辺の住民の方、宅地所有者ですね。宅地所有者の方から、その話を聞いたとたんに区長の所に来られたと、反対だ。と、そういうものを町の中に作られたら困ると。ということで反対をされた、と、お話があつて。ただ、農地所有者の〇〇さんは来られましたか？とお話を聞いたら、〇〇さんも来られたと。そしたら、〇〇さんも反対と言われた、ということで、ちょっと〇〇さんのお話と状況が異なつてまして。この辺が、区長さんとお話をした時に、渚区自体、猫の問題だけでもひどい状態になっているので、ドッグランという話であれば、ちょっと、区としては、区全体がそういうものを作ると困るという動きになるんじゃないかということでお話をされていまして。また〇〇さんが来られても、区長としては区の方に説明をされてはどうか、という話にしか今の状態では言えないんじゃないかな、とお話をされまして。ただ、今までの従来の説明がちょっと異なつてるな。というところで、非常に困っているところではございます。農地の転用については、立地基準は用途地域であつて許可ができるところであろうと。農地の都市の計画に関しては、全ての排水処理は自分の敷地内でやるような計画になっていて、隣の〇〇さんの農業上の影響はないんじゃないかなと、思えるところもありまして。</p> <p>どういう形でやれたらいいのかな、というのがひとつ、ネックで</p>
-----	---

事務局	<p>あります。農業委員会として、農地法に則せば、転用の許可もできる案件じゃないかなと思います。ただ、行政でありますので、地域住民が反対をされてるのに許可ができるか、許可という判断で県に意見書が出せるかどうかというところにはなりはすると思います。最終的な許可の権限は県でありますので、県が処分権を持ってらっしゃるので、許可になれば、県の方が対応されるし、不許可になれば県が対応されるのでしょうけど。農業委員会として、この案件に対してどう判断するのか、というのがあります。今日の話が強めの話に変わってましたので、区長さんに前回電話した時と状況が違って、話がコロッと変わっていたので、どういう扱いになるのか困ってはいるところではありますけど。やり方とすれば、許可相当として上げて、区からこういう意見があつてます、地域の人たちはこういう意見があつてます、という形で出すのか、一旦保留をして、あらためて整理をしないといけない、ただ、保留というのものもある程度期限が決められるものではあるのですが、保留するには保留するなりの理由が必要になってくるかな、というところではあります。今回、〇〇さんの中にはですね、理由如何によっては自分も行動に出るところは行動に出るといふふうに言われておりまして、どういう行動なのか知りませんが、そういう話をされているということで。周辺の住民に説明をされる時にちょっと高圧的であったとか、いろいろ話があつていてみたいなんですけど、その辺は事実関係はわからないのですけど。</p> <p>私が〇〇さんと話をしている限りでは、地域に迷惑はかけないということでおっしゃってはいるのですが。今の計画は、犬が1匹か2匹いて指導員が入って通常のドッグランみたいに遊んでまわるところではないと。指導的なものであると。ということで</p>
-----	--

事務局	<p>お話はされてるんですけど、区としての意見としては、そういうものはないがしろになるだろう、と。犬がいっぱい来て、どんどんキャンキャン言うだろうと。そういうふうに憶測をされているところで、もう絶対反対だ。と、言われてるところがあります。区長さんは、周辺の家の方の云々かんぬんというか渚区として、今後発展していく、渚区にとってドッグランを作る理由もないんじゃないか、もっと発展性のあるところであれば違うのでしょうけど、という話でありました。余計な話かもしれませんが、自動車学校ができてますけど、あの時も結構もめたんですよ。と、今回の件では、今はできないんじゃないかな、という思いがあると、おっしゃっていました。</p> <p>というのが、一連の、今日までの経緯です。</p> <p>今までは、区長さんの印鑑がないというケースはなかったんですけど。今回のケースは区長さんが渚のルールに従って、ということでありましたので。そういうことであれば、転用許可の反対という話にできないことはない、という話はしてましたけど、ちょっと状況が変わってしまってますね。反対しかならないんじゃないかなということになっているので、農地法では許可できるんじゃないかな。ただ、地域の、区から反対されているのに許可がだせるのかな。というところが、私は非常に悩ましい案件かなと思っております。</p>
19 番委員	ひとついいですか？
事務局	はい。
19 番委員	ドッグランというのは、近所迷惑です。はっきり言って。うちの地域も一つありました。生産して子を持たれてから販売する、というような仕事をされておりましたが。とにかく、鳴き声が。一

19 番委員	<p>匹鳴くとワーってなるものですね。それでなかなか、どうにかならないかというような話までできました。それから、糞尿の問題。そこの方は糞尿を水洗で流しっぱなしだったものですね。県からたいてい指導を受けられました。だからですね、ここに犬をいっぱい連れてきて、糞とか尿の処理ですね、適正にできるか。住民の方は、多分そういうようなところを心配されているんじゃないかと、私は思います。大川内もちよっとひどかったです。以上です。</p>
議長	<p>担当委員さんからもお話をお願いします。</p>
担当委員	<p>この今回の申請地の、〇〇〇〇さんの奥さんがこの事をなされてるんですよ。息子さんとは会ったことはありません。〇〇さんの後ろに一度転用申請があったんですよ。で、その時には区長さんの判がきちんと押してあって、生産組合長さんは、どうして、当事者ですから押されるはずがありませんし。農業委員会の助言も受けて、転用であれば、生産組合長の判は無しでも農業委員の任務として書類が揃っているものですから、打ったんですね一度。今回も、ドッグランもさることながら、区長が打ってない、生産組合長も打ってない、私はなんの打てようかと。打たないといかんだろうと思ったけれど、さすがにそれは、打てない、ということで、農業委員会の局長に打ってもらえたらと戻したところでした。</p> <p>それで、今聞いて、その時は法の手続きだけの話でそろったなと思うんですけど、そのあと地域の方に承諾を許可を取りに行ったというのは知りませんでしたけども。今聞いてみれば、法ばかりじゃなくて、地域住民の事とかもやっぱり考えるべきで、書類の整備はできたと農業委員会からも説明は受けて、私もそういう</p>

担当委員	認識をしていたのですけども、今あらためて考えてみると、書類の整備ができていたのか、と。生産組合長の判があつて区長の判があつて農業委員が押してこそ、整備のできたんじゃないかなというふうに、今あらためて私は思ってます。生産組合長さんが押されるはずが当然ないのですが、せめて区長だけでも、と思っていたところでした。どっちも打ってない書類がきたものだから、私も申し訳ないということで押しませんでした。それでも、今聞いてみて、本当に、周辺住民の環境のこともあつて、その時に私は思わなかったけれども、それは大事な事だと今あらためて思っているところです。これくらいかな。申し訳ないけど、農業委員の任務としては。
2番委員	許可をしないならしないで、まともめるでしょうし。
担当委員	そっちの方がいいんじゃないですか。そういうふうに訴えられた方が。
議長	他の皆さんで意見を出していただいでですね。
16番委員	この件はですね、〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇さんという方がいらっしゃいますが。直接、私も相談を受けて。どうすればいいのか、何か知恵があつたら教えてほしいと、直接会った時と、そのあとまた電話で2～3回ありました。こういうのを一つ一つ許可を下していたら、生産組合長も区長も農業委員も役目何もありません。実際言って私個人の考えはもう、これは保留というか、許可を出さないのが良いのではと。それと、この施設の面積のドッグランと駐車場の面積は反対じゃないのですか。ドッグランが65㎡で駐車場が1,200㎡。
事務局	すいません。逆です。申し訳ございませんでした。

5 番委員	<p>あそこを見てみると、新興の住宅地ですよ。今からずっとできるし、今現在もずっと造成してありますものね。家も建っている案件もあるから、反対に踏めないかなと思います。〇〇さんの案件も出ましたけれども、その前にガラス張りのハウスがあるんですよ。やっぱり、一日中犬が鳴くとキュウリを作る時、落ち着いて仕事ができないんじゃないかと。一般の家庭の人は外に出る機会もあると思いますけど、やはり24時間そこで生活するからですね、無難に考えてみないかなと思います。</p>
議長	<p>自分達のこの伊万里市の農業委員会はですよ、今事務局も言われたように、やっぱり、あとあと転用する時に問題にならないようにですね、区長さんは、行政から任命を受けている区長さんですよ。農地関係の生産組合長さん。それを全体的に見て、農業委員もある程度意見を聞いて、問題なければサインしているわけですよ。これが、区長さん、生産組合長さんの印も無く、周りの反対もですね。少し前にこの申請書を事務局から聞いた時に、隣接者の同意とか、あったんですよ。ちゃんとサインして、判子まで打ってあったものが。反対にこのドッグランの場合はすぐ周りが民家ですよ。それと、19番委員が言われたように、臭いの問題とか、鳴き声の問題とか。27ページのこの周りがまだ、これからあと宅地になる可能性は十分ある地域ですよ。問題があるとのことで、とりあえず保留にしておいて、これが良い方向に行けば別ですけど。たぶん、1か月とか2か月待っておいても、良い方向にならないんじゃないかと、ちょっと自分は思うのですが。これが完全に宅地から離れて、山の方とか、そんなところの農地をお借りして、500mぐらい離れていれば、そうまで問題ないだろうが、そういうところだったらいいですけど、あまりにも街の真ん中あたりですよ。これから、発展といいますか、宅</p>

議長	地がどんどんできる場所ですので、ちょっと難しそうだなと自分は思ったのですけど。
7番委員	今はこのドッグランという施設のことであるほどと思うのですが。例えばドッグランじゃなくてこのケースで宅地となった時、その時でも、生産組合長さんが〇〇さんなら当然判を押さないですよ。今の生産組合長さん。区長さんも。そういうふうな親子の感情的なもつれで判を押さないと思うんですよ。そういうケースの時はどう農業委員会は判断するのですか。農業委員は。
議長	今、12年目、農業委員をお世話になっておりますが。こういうような例は今まで1回もない。
7番委員	いずれ、そうなった時に。個人的な部分でも区長さんが判を打ってくれないと。私は関わることはないよ、そういうのには。と、いうような。生産組合長さんも当然打ってくれない。そういう時農業委員は、地区の担当委員はどうすればいいのですか。今のは環境があるのであるほどだと思いますけどね。
事務局	今言われたのは非常に大事なところです。 基本的に、法を見ると。区長、生産組合長の印鑑がないからといって、農業委員さんが、それをもって同意をしない、というのは、できないだろうと思っています。あくまでそれは、今言ったのは、生産組合長さん、区長さん、が、個人的な、農地の転用に関しての部分に関して、今回のように個人的な話の理由として打てない、という理由であれば、それは、農業委員はなぜ打ってないのかというのを、本来は、区長さんとか生産組合長さんに確認して、営農上の問題なのか、それ以外の問題であるのか、確認したうえで担当農業委員さんとして反対してもらって、押印をさせる。今おっしゃったように、宅地造成であれば、なんの問題もなく、計画がしっかりしていれば、転用はできる。

7番委員	そうまわりくどく言わず。転用の手続きが整って。区長さんも打たないといけない。生産組合長さんも打たないといけない。それでも打ってない時に、農業委員も打ちたくはない。
事務局	いや、そこですよ。打ちたくはないとおっしゃるところが、農業委員さんとしては、そこは判断をしてもらわないといけないところじゃないかなと。
7番委員	そしたら、例えば、私は打ちませんよとなった時はどうなる。今のような手続きでもう通過していくということね。無いなら無いで。
事務局	いやいや、そういうことを言っているのではなくて。農業委員さんというのは、こういう理由なので押印をしないのです、と。押印を打つ時も当然、営農上支障がないときは。
7番委員	打ちなさい、ということ？そういう、もろもろが、営農上問題が無ければ農業委員は必ず打たないといかんよ、と、今言ってるわけね？
事務局	問題なければ打つべきだろうと思います。
7番委員	べき、じゃなく、打たないといかん？
事務局	打たないといかん、打つ行為は、現地を調査して確認をしましたということなので。それを、いや、あなたが許可したから、と言われることは。農業委員さんは確認問題なかったというだけの話で、農業委員会の総会の方で決定をしているわけですので、担当農業委員さん一人がどうという話ではなくて。
7番委員	いやもっと具体的に言えば、担当委員は、そうは言っても打ちきれん、3人とも打ってないのにじゃあ農業委員会はどうするのか、と。



事務局	いや、それはもう、農業委員さんになんで打ちたくないのかと。
7 番委員	個人的な感情に巻き込まれたくないからでしょう。
事務局	そこについては、今、7 番委員さんが言われたように、会長にお願いしたいと、言われたように、ここで案件を練ってもらって、本人はそうでしょうと、農業委員会としては農地法上は、それは、バツはできないと、いうところで審議してもらえれば、会長印でそれを通すという形になると。で、ただ反面、ここについては本人様も言われるように、区長、生産組合長、農業委員の印の無しでもよいのでしょう、と。それはもう、伊万里市農業委員会はそれをルールにしてますけれども、無しでよいのですよ。無ければできないか無しでもよいかというと、無しでもよいのです。
7 番委員	ということは、打たなくてもよいということですよ。
事務局	<p>そういうことです。ただ、そこはいろいろ問題があって、全体的な目線で見ると、今まで伊万里市はそういう形でしてきた。そこを重視して伊万里市農業委員会はしていると、いうことです。</p> <p>当然、あの分は農業委員さんが現地を調査確認して、周辺を確認してというところの、確認、をしているというところでありますので。</p> <p>農地法の目線で、ですね。</p> <p>今おっしゃったように個人的なものというのは、入りたくないというのは、十分あられるところでしょうけど、今回の件は特殊に近いですけど。</p> <p>いち農業委員さんはそういう見解はあるです。今からもありますし。ただ、伊万里市農業委員会として、この議案をどう判断する</p>

事務局	かということです。
20 番委員	そこで、例えば、いろいろもめたところはね、最終的にはあの時あいつが打ったから。と、ずーっと末代まで言われるかもわからんし。
7 番委員	押したら押したで言われるかわからんしね。
20 番委員	農業委員会でこうなったものだからと言っても、いや、お前が押さなかったからだ、と。
16 番委員	〇〇さんの息子の〇〇さんから聞いたのですが、ここを埋められたら地形的に下の方の田んぼが、水が溢れてどうもこうもならなくなるので、ここは絶対埋めたらいかん、と。ここは田を作らないと、下まで溢れる、と。
事務局	具体的にいうと、下の田んぼというとな誰の田んぼになるのでしょうか。
2 番委員	直訴の山のように上がってもさ。農業委員会を通さなくて、まっすぐ県に持っていけるの？
事務局	いや、昔はあったのですよ。それが。農業委員会が判断せんで、判断しなかったら市を越えて県に直接出せるというのはあったのです。そこはもう、条文が無くなってます。
2 番委員	そういうのがあるならさ。何もせずに、本番でさっと県に持って行ってさ。市はダメだったのでと県に持っていくと、県はいいですよ、と言えはそれで終わるのだろう。
事務局	農地法転用申請は、農業委員会を経由しなければならない、と法で農業委員会は出てくるわけですよ。農業委員会は出てきた案件を審査して、4 週間以内に県に進達しなければいけない、という法の流れはあります。あらためて法を読んでいたんですけど、特殊な事例があれば出さなくてもいい、という感じのはあるのです

事務局	<p>けど、これについては、まだ、県の方に見解の確認はしてなくて。16番委員さんの言われたように営農上の支障があれば、営農上の支障を解消するような防除策をしてもらわないと、許可を受けられないよ。と、その辺の確認もしないといけないし、この計画の計画面積も若干気にはなるところですけど。それも確認しないといけないので、今、会長がおっしゃったように、保留をして確認作業をさせてもらおうかと。そういうふうになるのが、今の流れなのかな、委員さんの意見としてそうあったということで。方法論は3つです。許可。今までの他の案件と一緒に、許可相当として出す。ただ、それはもう難しいだろう。そして、伊万里市農業委員会としては、不許可相当。許可じゃなく、不許可。で、県に上げる。それともう一つは、さっき言われた、保留。不許可であげた場合、県は、伊万里市農業委員会は、不許可だけど、最終判断は県ですから、県で判断をしてください。県で判断をしてくれればそれでよいので、と我々は思っているのですが、県の位置づけは、そういうものは、不許可相当のものは、取り下げなさい。そういう言い方をされます。そしたら、今言う、もう一つの保留。保留だけど、保留で時間を費やすばかりではなくて、保留の間に、これも、なんべんかあったかわかりませんが、会長、副会長を含めて最初現場を見るとか、ドッグランはどうかとか、今されてるところとか、いろんなところを再度判断をする時間をとって、そういう判断のもと、こうします、ということを、言う必要があると思います。そうしないと、申請者側は、保留といって時間ばかり過ぎるのか、という形になるんじゃないかと思うので。そこについては再度みなさんの知恵で、現場に行ったり、判断したりという部分はでてきます。保留であってもですね。ただ、現時点では、7番委員さんが言われたように、自分が聞いた</p>
-----	--

事務局	<p>話と、今では違ふと。言われてるところがありますので、そこらへんの最新の情報を持って現場を見たり判断をしたりというのを今から時間をかけてする、というのを、今回、決めていただくかということになります。この場においてはですね。保留であってもそういうのが必要になってきますので。</p>
7 番委員	<p>例えば保留をしても、今の鳴き声の事とか糞尿の事とかおまけに営農の事とか3つ問題、まあ2つですね。こういうことが出てきたのかと。もう、保留はしていても、その問題の、片が付くとは思えないものね。ただ、伸ばして調整するだけか。</p>
事務局	<p>19番委員さんが、言われた件、あの状況を知ってましたので、今回の案件が上がってきた時も、事務局でそのあたり問題はないのかと話をしました。ただ、ドッグランは、こういうものというのを説明します。</p> <p>単純にドッグランというと。前の説明にも一回あったのかなと思いますけど。御心配されているドッグランは、犬を大量に放して、遊ばせて。というようなところじゃないかな、と思っております。今回は、ドッグランという名前ですけど、どちらかというと、犬の訓練所、というような形になっております。それで、〇〇〇さんの中にですね、訓練の資格を持った人が一人いらっしゃいます。モデル用ですね。美犬コンテストというような、言い方をされましたけど。犬の歩き方であったり、立ち振る舞いであったり、毛並みもそうですけど。美しさを競う大会があるそうで。アジア大会なんかの海外で開かれるようなところに、この〇〇〇さんは関わっておられると。で、その訓練をするためのドッグランなんです。と。犬は基本的に、調教者も一人しかいませんので、犬も、一匹。そして、1～2時間くらいの授業をした後で、また犬を変えてもう一度行くと。ということで、犬を大量に放つわけ</p>

事務局	<p>ではないということが一つと。そういう大会に出るような犬でございしますので、簡単に吠えたりするようなことではないですよ、ということも2点、説明をもらっておりまして、単純なドッグランとは違うんだと、いうことを理解してほしいということ、話してもらっています。</p>
7番委員	<p>区長はじめ、区民の方が理解されないといけませんね。</p>
事務局	<p>そういうことです。おっしゃるとおりです。そういう説明をされてるけど、たぶん、正しく説明をされてなくてですね。ちょっと、ある種、高圧的な態度があったと、いうことも一部、区長さんは言われてるので。そういうところの説明が不十分であるし、どうしたらできる。もう、最初の部分でボタンの掛け違いがあるので、なかなか難しいだろうとは思ってますが、本当であれば、こういうことをやりますと、きちんと説明しに行ってくださいと、あらためて行った、結果、こういう問題になったということです。黙って、何もしなかったら、おそらく、黙って、転用許可もいつたのかなと、若干思うのですが。ここは良かったのかな。と、説明が非常に不足しているというのが、非常に感じています。あと、糞尿とか、保健所の指導ということで、お話が、今、19番委員さんがなかなか改善されなかったと。おそらくドッグラン、伊万里保健福祉事務所に確認を、たぶん、登録証か何かが必要になってくる部分があるのかなと思ってますし。そういう話で、その部分を、〇〇さんにしたんですけど、なんかこう、いや、そんなのはいらぬよ、とかいう話をして、保健所に電話してもらったら、一度相談に来て下さいということで話を受けていると、あらためて今日もらったので。そういうのを全体的に考えるとまだ、その、事業計画はきちんとやられてないのかな、というのは、ちょっと、</p>

事務局	<p>思うところがあります。で、今、言いましたように、保留するにも、保留することで、相手方にもその旨を伝えないといけないのかな、というところがありますけど。結果、区長さんの印鑑がないから、生産組合長の印鑑がないから、ぐらいのレベルではなくて、今、いろいろお話が出た中で、こういうケースがあったということだったので、その辺は総合的に判断してできると思っております。</p> <p>あと、16番委員さんに、どう営農上の支障があるのか、すいません、もう一回説明をしてもらっていいでしょうか。</p>
16番委員	<p>要するに、田んぼをつぶして平地にするわけですよね。そしたら、ここから流れていく、水路で。現時点で、下流側が溢れている。ここに田んぼで耕作して水をためておかないと、下の水がもっと増える。私も地形がはっきりとわからないのですが。息子が百姓の跡継ぐと言っているのです、ここは絶対作らないと、どうしようもないと言っていました。</p>
事務局	<p>そこはもう、親子間の話でもしてもらわないといけないのですが、営農上の支障があるというのは具体的に。それはその、同意をもらいに行かれ時にそういう説明をきちんとして、しないといけない、してもらった方が良かったのですが、今になって言われるのは。</p>
16番委員	<p>私も、そこまで、地形はわからないので。</p>
事務局	<p>いやいや。〇〇さんには、言ってもらいたかったな、というところですよ。そういうのが、問題があるのであれば、当然、農業委員会であるので。</p>
7番委員	<p>先に言われたからといって。</p>

20 番委員	ドッグランで、その、場所はどこか他に変えましょう、ということとはできない？そんなにしたいなら。
事務局	ここが用途地域なので、選定理由書が不要なんですよ。2種であれば、なんでここに必要なんですかという選定理由書が必要なんですけど。3種の用途地域は、単に造成のできるところなんで、ここでないといけないという選定理由をもらえない、というところではあるのですが。
14 番委員	常識的に考えてわかるのでは。こんなところにかと。19番委員さんが言われたように。相当な数になれば。とりあえずこれ真砂土でしてあるけど、こんなふうに。梅雨時期はべちゃべちゃで、とりあえず、入られないように汚くなりますよ。その時、問題が出るとうしょうもない。やっぱり、19番委員さんが言われたように、許可相当はできないと思う。
議長	大きい方だったら袋に入れて処分できるけれども、おしっこの方は処分できないですね。
14 番委員	はい。
議長	ちょっと、時間とるばかりですので。自分の意見としては保留にさせていただいて、事務局からも言われたように、役をいただいているメンバーと、担当委員さんも、もし時間がありましたら。
7 番委員	いやいや私は不許可相当とってますから。
議長	そしたら、自分達と、事務局と相談して、この地元の区長さんなり申請者と一緒に話してもよいと思うので。近いうちにその時間を。
7 番委員	はい。そしたら、最後に言うけれども。今、聞いているばかりでも〇〇さんの奥さんは、指南役、管理があるのですが、私も会っ

7 番委員	てみて。保留をしておいて、結果的にこれは、転用の許可がなかなか簡単にいかない雰囲気だけれども。保留をしておいて、結局不許可相当となった時には、なお心証を悪くしないですか。一気に決めた方がよくないですか。それで、あと、訴えられるなりなんなりされたように。保留したとしても、今の話を聞くかばかりじゃとても、と思うので。
事務局	おっしゃったように、保留をすれば、おそらく保留の期間中は、民事訴訟の対象になるので、あとで県が許可をした時に、この時間で損失した利益というのは、農業委員会に損害賠償請求をされる可能性はあると思います。ただ、特殊事情の時、進達が遅れるというのは認められてることなので、そこはそこでいいのかなとは思ってるところ。
7 番委員	いや、裁判とかなんとかじゃなく、目処がどうも立たないようだから。
事務局	不許可相当という理由はなにをもってするのでしょうか。
担当委員	今あったように。周辺施設の了解が取れてない。農地として非常に困る。この二つの大きな要因があるじゃない。
事務局	営農上の支障があると確認したということによいのですか？
16 番委員	なに一人、周りの人も、区長さんは今度、全面的に猛反対すると言って。そして、隣接者もなんも全部賛成派は一人もいないわけでしょう。
事務局	欲しいのは、今、言われてた周辺の相手、周辺農地の影響があると、営農上影響があると判断であれば、そこはもうそういうふうな判断をされたということ。でも、息子さんの話だけでいいですか。確認作業はしなくても。



16 番委員	それだけじゃなく、ずっと話を聞いてきてるので。
2 番委員	不許可にするならして、今からでも、帰りでも見て。その上の結果で、これは不許可だなということが出れば、それでよいので。確認をしませんか。
事務局	営農上の支障がある、というのが一番なので。
2 番委員	帰りでもいいじゃない。何人かで確認しましょう。
19 番委員	2 番委員さんが言われたように、農業委員会が終わってから現地を見に何人かで行ってもらって。
議長	今日いいですか？
担当委員	農地の話は初めて聞いたので、当然、行きます。
議長	区長さんなんかも同席してもらわなくていいですか？
事務局	区長さんは…、生産組合長さんは同席してもらえるといいですけど。区長さんはどうかなと。
16 番委員	区長を入れた方がいいでしょうね。中間なので。
20 委員	区長と生産組合長が印鑑を押さなかったのだから、呼ばないと。
16 番委員	〇〇さんと呼んでも絶対〇〇さんは反対しか言わない。
20 番委員	いや、現地を見るために。農地に支障があるというそのあたりの確認をするために、やっぱり生産組合長がきてもらわないといかん。
7 番委員	そうですね。判断は我々がするので。営農上の問題がどういふのを聞くためにはですね。
議長	それでは、保留をして現地を確認するという事と。

議長	続きますして、10番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	大川内町の平尾地区になります。以前ですね、これが上がってきた時に、私も現地を見に行きました。当時、この畑に入られる状態じゃなくて、背高泡立草がいっぱい立ってですね。一番最初は障害者が、そこで、子供達に作物を作らせようというような話だったと思いますが。今現在出ているのは、障害者福祉児童施設を建設するという事になっておりますので、そのへんは、事務局としては、話は聞いてますか。
事務局	はい。障害者福祉児童施設を作るということで話を聞いております。
担当委員	今、私の方から説明したとおりでございますが、とにかく、今の現場は栗林になっておりますが、栗林はあつてないようなものです。荒れた畑の状態、確認できたところでございます。御審議ください。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第10号 農地法第5条の申請7件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。1件については、保留とし、この農業委員会の終了後に現地確認の形にさせていただきます。  続きますして、議案第11号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号農地法第3条の申請8件について御説明します。議案は3ページから4ページになります。

事務局	<p>15番から22番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページ、4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第11号農地法第3条の申請8件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件について、御説明します。議案の5～6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が14名、貸付人が19名で、面積は、田が53,987㎡、畑が283㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～16ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上19件です。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の所有権移転について事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の所有権移転1件について御説明いたします。</p> <p>議案は17ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を18～19ページ、字図と案内図を20ページに掲げております。</p> <p>12月に農業委員さんにあっせん委員となっていた案件でございます。今回、農用地利用集積計画においては通常、貸借のみ行っておりましたけれども、申し出がございましたので所有権移転という形での利用権設定をさせていただいております。</p> <p>17ページになりますが、所有権移転を受ける者はこちらに書いています○○○○○○○○になっております。所有権移転をするものが東山代町長浜の○○さん。利用目的は施設野菜。小葱になります。所有権の移転の時期が3月3日、今日でございます。対価の支払い時期は3月10日までと。10aあたり、1,000㎡あたりの単価が450万。対価としては、全体で950万8千円。口座振替となっております。○○○○○○○○につきましては、農地所有適格法人ということで。農地所有適格法人の要件</p>

事務局	<p>だけ、A 4の横書きの参考資料という形で載せております。まず、2ページの方を見ていただければと思います。裏面の2ページ。A 4の1枚紙の分があると思います。表の方は農地所有適格法人要件確認の参考資料となっております。最近、農地所有適格法人の分が出てきてないので、あらためて確認させていただく意味で、裏側の方ですね。農地を所有できる法人。農業生産法人の要件見直しと。左上が改正前ですね。改正後、平成28年4月1日に施行されております。今まで農業生産法人と呼称していたものが、農地所有適格法人という名称に平成28年4月1日から変わっております。ここから先なんですけど、法人形態というのが一つありまして、株式会社、持分会社、農事組合法人というのが、この組み合わせは変更ございませんで。事業要件の3番目ですね。売上高の過半数が農業、販売・加工等含む。こちらの方も変更ございません。4番目の構成員・議決権要件というのが、農業関係者がもともとは4分の3以上議決権があったのが、2分の1超という形で、2分の1という形に変わっております。あと農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人、というのを追加されました。これらは、集落営農の法人化に向けた分の対応だと思っております。続いて、農業関係者以外の構成員というものがありまして。従来は、保有できる議決権は総議決権の4分の1以下というこれが緩和されておりまして、保有できる議決権は総議決権の2分の1未満となっております。5番目に役員要件がございまして、役員の過半数が農業の常時従事者、原則150日以上と。これは変更がございませんで、さらにその常時従事者である役員の過半数が農作業に従事して、原則60日以上、こちらのほうに、役員又は重要な使用人、農場長等、重要な使用人というのがつけられて、一人以上</p>
-----	--



事務局	<p>員の過半を超えておりますので適格という形で要件を確認しております。以上でございます。</p> <p>所有権移転については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第12号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕所有権移転1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第12号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の所有権移転については申出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について御説明いたします。</p> <p>議案は21ページとなっておりますので、ご参照ください。こちらの方は昨年の8月、9月、暑い中農地パトロールに農業委員さんと事務局と農業振興課と参りましたが。その時に、◎、○、△、×、という判断を農業委員さんにいただいたと思います。その中で×、と判断された農地については、農地に該当するか否かの判断。つまり、非農地の判断ですね。伊万里市のやり方として、非農地判断をする前に、事前通知というものを本人さんにお送りして、本人さんにお伺いをたてた後、非農地通知を出す。という流れに、通常はなっております。しかし、窓口の方にですね、私の土地を非農地通知出してくれませんか、という相談をいただいております。農業委員さんのところにもそういった相談の内容があることもあるかと思います。昨年度、×と判断した農地の中</p>

事務局	にですね、21ページに掲げている22筆につきましては、本人さんから非農地通知の判断の申請をいただいたものということで、事前通知はもう必要がありませんので、お送りせずに今回議案として上程をしております。残りの×と判断した土地については、この後その他協議事項で、事前通知という形であげておりますので、そちらの方でまたご説明いたします。まずはこの整理番号1番から22番までの22筆合計18,040㎡について、御審議をしていただきたいということで、上程をさせていただいております。以上です。
議長	議案第13号 平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はありませんか。
23番委員	通知というのは一度本人さんから了解を取っておくと、いう判断でよいのですか？
事務局	はい。そのとおりです。本人さんからの申し出があったということで結構でございます。
19番委員	大川内の字五本樁の一の分が4筆ございますが。ここは、東山代にある建設会社の。
事務局	東山代の〇〇〇〇さんですか。
19番委員	東山代の〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんが中に入っているのですか。今現在、まだ、その話はないのですか？
事務局	はっきりと相談を受けてないんですけど、〇〇〇〇さんから土取場にしたいという話は聞いております。
19番委員	この前、14番の〇〇〇〇さんの息子さんとお会いしたんですけど。その時そのような話をちょっと聞いたものですから。区長さんが中に入って、内容は教えられないという話があったおりました。



19 番委員	たので。それはまだ決定ではないのですか。
事務局	今のところまだ契約はされていないので。決定とは聞いてません。ただそういう話だけは聞いています。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第13号 平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理5件について御説明します。</p> <p>議案は22ページから23ページを御覧ください。</p> <p>9番から11番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は別の方に貸借される予定です。</p> <p>12番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は、名義変更をされる予定です。</p> <p>13番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は、農地中間管理事業を利用して別の方に貸借をされる予</p>

事務局	<p>定です。</p> <p>報告第6号については以上5件です。</p>
議長	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理5件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第3回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>

議事録署名者

平成 年 月 日

議長 \_\_\_\_\_ (印)

平成 年 月 日

12番 \_\_\_\_\_ (印)

平成 年 月 日

23番 \_\_\_\_\_ (印)